

レジオネラ症防止条例

衛生管理基準のポイント

1. 水質検査の実施及び水質検査の結果の掲示・報告

○規則に定める水質基準に適合しているかどうか、次のとおり水質検査を実施してください。

原湯・原水・上り用湯・上り用水(水道水使用の場合は不要)		1年に1回以上
浴槽水	a. 毎日完全に換水する場合	1年に1回以上
	b. 連日使用する循環式浴槽の場合(cの場合以外)	1年に2回以上
	c. 連日使用する循環式浴槽のうち塩素系薬剤以外で消毒する場合	1年に4回以上

(水質基準)

	原湯・原水・上り用湯・上り用水	浴槽水
色度	5度以下	—
濁度	2度以下	5度以下
pH値	5.8以上8.6以下	—
過マンガン酸カリウム消費量	10mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下
大腸菌群	50mℓ中に検出されない	1個/mℓ以下
レジオネラ属菌	10cfu/100mℓ未満	10cfu/100mℓ未満

○水質検査の結果を利用者の見やすい場所に掲示してください。

○水質検査によりレジオネラ属菌が検出された場合は、直ちに保健所等に報告してください。

2. 浴槽水の換水・清掃

○浴槽は、毎日(循環式浴槽で毎日換水しないものは1週間に1回以上)完全に換水し、清掃してください。

3. 貯湯槽の管理

○貯湯槽にレジオネラ属菌が繁殖しないよう、次のいずれかの方法により適切に管理してください。

- ・温度を常に摂氏60度以上に保つ。
- ・塩素系薬剤等により貯湯槽内の湯水を消毒する。
- ・定期的に貯湯槽内の清掃・消毒を行う。

4. 配管の管理

○配管にレジオネラ属菌が繁殖しないよう、貯湯槽と浴槽を結ぶ配管の清掃・消毒を定期的に行ってください。

5. 浴槽水の消毒

○浴槽水の消毒を行う場合には、次のいずれかの場合を除き、塩素系薬剤を使用してください。また、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、適当な濃度(通常0.2 mg/l ~0.4mg/l)を保ってください。(記録は3年間保存)

- ・原湯又は原水が豊富で遊離残留塩素濃度が確保できない場合
- ・原湯又は原水の性質により塩素系薬剤を使用できない場合
- ・原湯又は原水のpH値が高く塩素系薬剤を使用することが有効でない場合

6. 循環式浴槽の管理

循環式浴槽については、より一層の適切な管理が必要なことから、次の管理が必要となります。

- 集毛器(ヘアキャッチャー)は、毎日清掃してください。
- 1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄してください。
- 循環配管は、適切な消毒方法で生物膜を除去してください。
- 塩素系薬剤は、ろ過器の直前に注入(投入)してください。
- 回収槽内の湯水は、入浴のために使用しないでください。使用しないことが困難な場合は、回収槽の清掃・消毒を頻繁に行うとともに、回収槽内の湯水を消毒してください。
- 気泡発生装置を設置している浴槽の浴槽水は、毎日完全に換水してください。
- 打たせ湯やシャワーは、原湯又は原水のみを使用してください。
- 循環水の誤飲を防ぐための措置(飲めない旨の掲示等)をとってください。

7. 利用者への情報提供

- 入浴施設の構造(循環式、かけ流し等)、浴槽の換水や浴槽水の消毒の実施状況その他の衛生管理に関する事項について、利用者が見やすい場所に掲示するとともに、利用者から説明を求められた時には自主管理手引書や点検表などを用いて説明に努めてください。

(施行期日等)

- ・ 1及び7については平成16年10月1日から施行
- ・ 2から6(施設の構造に関連する項目)については平成17年4月1日から施行
- ・ 平成16年10月1日以降に着工する新築・改築分については、別途構造設備基準が適用されます。